

(独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実(平成29年度予算案)

意欲と能力のある学生・生徒の進学を後押しするため、奨学金事業を大幅に拡充するとともに、返還負担を軽減。

- ①給付型奨学金を創設し、経済困難者の進学を後押し
- ②無利子奨学金の大幅拡充により、希望者全員への貸与を実現
- ③所得連動返還型奨学金制度の導入により、返還負担を大幅軽減

→ 我が国初の給付型奨学金 過度な負担を軽減

→ 低所得世帯の成績基準を実質撤廃 残存適格者〇の実現

→ 返還者の状況に応じた対応 所得に応じた無理ない返還

学生が安心して学べる環境を整備

①給付型奨学金の創設 基金：70億円(新規) [平成29年度先行実施分：15億円]

経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押し。

【制度概要】

- ◇対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件(※に示すガイドラインを基に各学校が定める基準)を満たす学生を高校等が推薦
 - ※①十分に満足できる高い学習成績を収めている者
 - ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、教科の学習で概ね満足できる学習成績を収めている者
- ◇給付額：(国立・自宅) 月額2万円、(国立・自宅外/私立・自宅) 月額3万円 (私立・自宅外) 月額4万円 ※児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金
- ◇給付規模：2万人(1学年当たり)

<平成29年度先行実施分>

- ◇対象：私立・自宅外生と児童養護施設退所者等
- ◇給付人員：約2,800人
 - ※内訳：私立・自宅外通学…約2,200人、児童養護施設退所者等…約600人

②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の実現 無利子奨学金事業費：3,502億円(279億円増) [ほか被災学生等分26億円]

貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実現し残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃。

- ◇無利子奨学金貸与人員：51万9千人(4万4千人増)
[ほか被災学生等分4千人]
- ※無利子奨学金事業費のうち財政融資資金等活用分：223億円(3万6千人分)

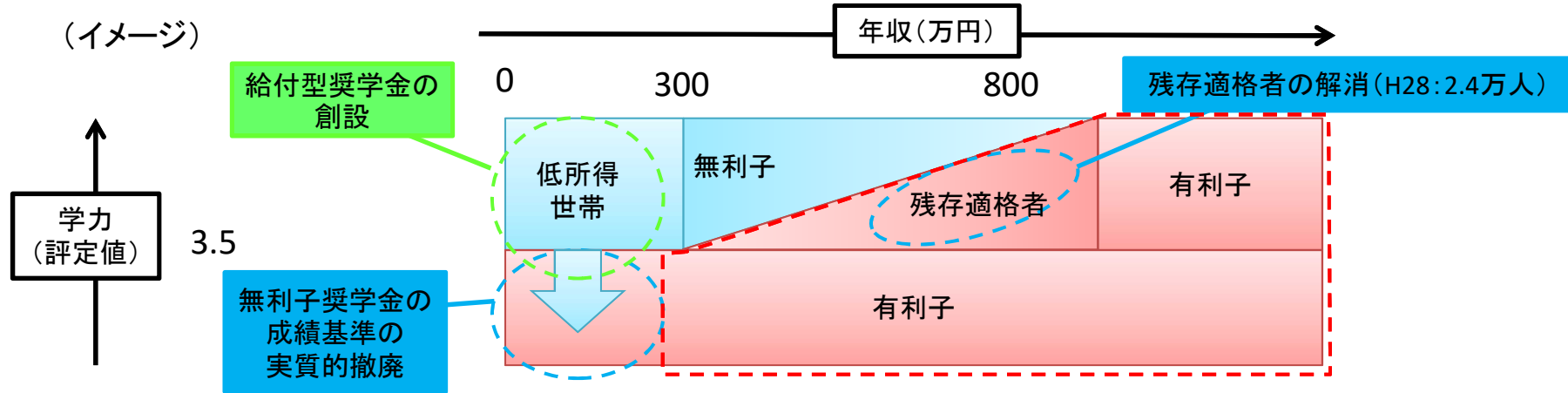
③新たな所得連動返還型奨学金制度の確実な実施のための対応 システム開発・改修費：5.7億円(0.7億円増)

所得連動返還型奨学金制度を平成29年度進学者から確実に実施するため、システムの開発・改修等を実施。

(参考)無利子奨学金及び有利子奨学金の平成29年度事業の概況

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	51万9千人 (4万4千人増)	81万5千人 (2万9千人減)
事業費	3,502億円 (279億円増)	7,238億円 (448億円減)
うち 一般会計 復興特会等	政府貸付金 一般会計：885億円 復興特会：11億円	財政融資資金 7,003億円
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時)等 <住民税非課税世帯の学生等> ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に 優秀な能力を有する ③学修意欲がある
〔29年度 採用者〕	家計	家計基準は家族構成等による(子供1人~3人世帯の場合)
		一定年収(700~1,290万円) 以下
返還期間	卒業後20年以内 <所得連動返還を選択した場合> ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) (平成28年11月貸与終了者) 利率見直し 0.01% 利率固定 0.05%

大学等奨学金事業の充実について(平成29年度予算案等)



給付型奨学金の創設

- 制度趣旨: 経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押し
- 対象学校種: 大学、短期大学、高等専門学校(4・5年生)、専門学校
- 家計基準: 住民税非課税世帯
- 学力・資質基準: 学業成績や課外活動等で優れた成果をあげた者を対象とし、高等学校からの推薦により給付対象者を決定
- 給付額(月額): 2万円(国公立自宅)、3万円(国公立自宅外・私立自宅)、4万円(私立自宅外)
※社会的養護を必要とする学生は入学金相当額24万円を入学時に別途給付
- 給付規模: 進学者 2万人(本格実施初年度)
- 開始時期: 平成30年度から本格実施
ただし、特に経済的に厳しい状況にある学生(私立・自宅外生、児童養護施設退所者等)には、29年度から先行実施

無利子奨学金の充実

- 低所得世帯の学生について、成績基準の実質的撤廃
非課税世帯については、全ての学生が無利子奨学金の貸与を受けられるよう、成績基準を実質的に撤廃(約2万人)
- 残存適格者の解消
予算上の制約から、基準該当者でありながら無利子奨学金が貸与されなかった者(28年度で約2.4万人)について、無利子奨学金を貸与

※この他、有利子奨学金の下限利率引き下げ(0.1%→0.01%)により、有利子の利子負担を軽減

大学等奨学金事業の充実

～平成29年度予算案及び文部科学省給付型奨学金制度検討チームまとめ～

給付型奨学金制度の創設

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
- ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生, 児童養護施設退所者等)を対象に29年度から先行実施。本格実施は30年度から。
 - ※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入
 - ※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用

平成29年度
先行実施

対象
拡大

平成30年度
本格実施

対象	私立自宅外生	児童養護施設退所者等	大学、短期大学、高専(4・5年) 専門学校 の学生・生徒 (高校3年次に予約採用)
給付基準	【学力・資質】 十分に満足できる高い学習成績を修めている 【家計】 住民税非課税世帯	【学力・資質】 大学等における学修に意欲があり、進学後に特に優れた学習成績を修める見込み 【家計】 —	【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦(成績基準の目安等はガイドライン※を作成) ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を修めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を修めている ※社会的養護を必要とする学生への配慮 【家計】 ・住民税非課税世帯
給付月額	4万円	①国公立3万円 ②私立4万円 ※入学金相当額(24万円)を追加給付	①国公立(自宅) 2万円 ②国公立(自宅外) 3万円 ③私立(自宅) 3万円 ④私立(自宅外) 4万円 ※国立で授業料免除を受けた場合は減額

無利子奨学金の大幅な充実

- ✓ 非課税世帯学生について、成績基準を実質的に撤廃
給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に(約2万人)
- ✓ 貸与基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられなかった者(残存適格者)を解消
予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人(H28年度)
- ✓ 卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる
所得連動返還型制度を導入 最低返還額は2千円から

予算額・対象規模

<平成29年度所要額(給付型奨学金)>

区分	給付人員	所要額
給付型 (先行実施時)	約2800人	15億円 (29年度は基金として70億円を措置)

※ 本格実施後の予算規模(予定) 約220億円

<対象規模(一学年あたり)>

給付型奨学金	無利子奨学金
進学者 2万人【新規】※ (本格実施時)	進学者 14.9万人 (平成28年度10.5万人)

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

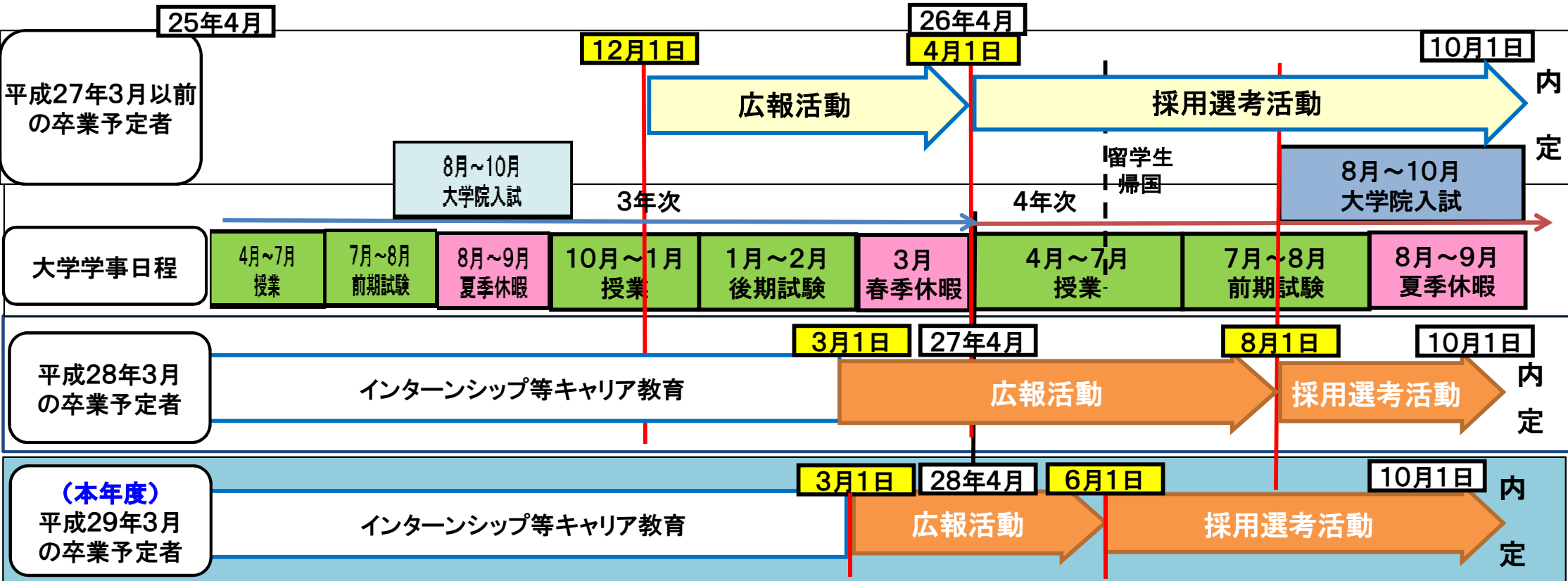
【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】
各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

学生の就職・採用活動時期の後ろ倒しについて

現在の就職・採用活動時期をめぐっては、以下の問題が顕在化

- 就職活動が**大学の授業・試験期間と重複** ⇒ 学生の成長が最も期待される3年次の教育に支障。
- 海外留学する学生が減少** ⇒ 就職活動の時期を逸する可能性があることが阻害要因の一つとして挙げられている。

- ・**就職・採用活動時期を後ろ倒し**【3月1日以降 広報活動開始、8月1日以降 採用選考活動開始】(平成28年3月卒業予定者)
- ・学生の学修時間や留学等の多様な経験を得る機会を確保し、大学等において社会の求める人材を育成するための環境を整備。
- ・**採用選考活動開始時期を微調整**【3月1日以降 広報活動開始、6月1日以降 採用選考活動開始】(平成29年3月卒業予定者)
- ・**前年度のスケジュールを維持**(平成30年3月卒業予定者)



前年度から変更せず（広報活動3月1日以降、採用選考活動6月1日以降）

※広報活動：採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。（例）会社説明会
 ※採用選考活動：採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。（例）採用面接

平成29年度の就職・採用活動について

【日本経済団体連合会】「採用選考に関する指針」を改定。(H28.9.20.)

【就職問題懇談会】「平成29年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)」を策定。(H28.9.28.)

【政府】「新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について(要請)」を送付。(H28.10.7.)

※経済団体・業界団体の長(443団体)に対し、経団連のみならず、全ての企業側が足並みをそろえて就職・採用活動開始時期を遵守するよう要請。関係府省(内閣官房、文科省、厚労省、経産省)の4局長連名にて要請。

平成〇年〇月〇日

株式会社〇〇 御中

〇 〇 〇 大 学
(担当:〇〇キャリアセンター)

平成29年度本学卒業・修了予定者の就職・採用活動についての御願い

ますます御健勝のことと御慶び申し上げます。
貴社におかれましては、本学学生の就職に関し、平素より御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、学生の就職活動及び企業による採用活動については、早期化・長期化を是正し、大学等における学生の学修環境を確保することで社会に貢献できる人材を育成する観点から、大学等関係団体の代表で構成される就職問題懇談会が、経済団体、関係府省と議論を重ね、秩序ある就職・採用活動の実現に取り組んでいるところで、

平成29年度卒業・修了予定者の就職・採用活動時期については、学生の学業への配慮を十分に行うことを前提に、昨年同様、広報活動開始時期を3月1日以降、採用選考活動開始時期を6月1日以降とすることになりました。

そして、平成28年9月20日に一般社団法人日本経済団体連合会(以下、「経団連」)が「採用選考に関する指針」を改定し、昨年度の対応を維持することを発表したことを踏まえ、同月28日、就職問題懇談会は、平成29年度の就職活動にあたり、全ての大学等が留意すべき点をまとめた「平成29年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)」を策定しました。

また、就職・採用活動の円滑な実施と学生が学業に専念できる環境の確保のためには、経団連加盟企業のみならず、企業側・大学側の足並みそろえた取組が重要であることから、10月7日に政府からも経済団体・業界団体の長(443団体)に対し、就職・採用活動時期等を遵守するよう要請がなされています。

本学は、学生に高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で卒業生・修了生として、グローバル化をはじめ複雑多様化した社会に送り出す社会的使命を担っています。この本来果たすべき使命と責任を十分に認識し、その責務を果たすためには、就職・採用活動にあってもその秩序を維持し、正常な学校教育と学生の学修環境を確保することが極めて重要であると考えています。

このため、本学は、就職問題懇談会の「申合せ」に基づき、平成29年度卒業・修了予

定者の就職・採用選考活動について、秩序ある対応を行ってまいります。

貴社におかれましては、就職・採用活動開始時期の遵守を始めとした秩序ある採用活動を行っていただくことは大学における優れた人材の養成に御協力いただくことであるということを十分に御理解いただき、下記の事項への積極的な御協力を賜りたく、御願いたします。

記

1. 平成29年度就職・採用活動において特に留意をお願いしたい事項について

(1) 就職・採用活動開始時期等について

広報活動開始:平成29年3月1日以降

採用選考活動開始:平成29年6月1日以降

正式内定日:平成29年10月1日以降

※本学の「学校推薦書」は平成29年6月1日以降に発行します。

(2) 「企業説明会」の取扱いについて

平成29年2月末日までに実施される「企業説明会」*に本学は協力いたしません。

また、3月1日以降に広報活動として「企業説明会」を実施する場合であっても、参加の有無がその後の選考に影響しないことを学生に対して明示してください。

※「企業説明会」とは「会社説明会」、「学内セミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生等に発信するための説明会を指します。

(3) 採用選考活動が学業等の妨げにならないために必要な配慮等について

採用選考活動が学期期間中となりますので、授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複する場合には、学生からの求めに応じ、個別的な採用選考日時の変更などの対応をお願いします。

また、土日祝日や平日の夕方の活用も取り入れるなど、学生の学修環境を損なうことのないように極力柔軟な対応をお願いします。

(4) 学生の応募書類及び採用選考活動における評価について

① 学生の応募書類は、「大学等指定書類(『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書《卒業見込証明書を含む》』)」とし、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄(抄)本」、「住民票」等の提出を求めないでください。また、採用面接においても同様に就職差別につながる恐れのある内容の質問等はいしないう御願いたします。

② 少なくとも卒業・修了前年度までの学業成果を表す書類(例えば、成績証明書や履歴書等)を選考の早期の段階で取得し、採用面接等において積極的に活用することにより、学生の本分である学業の取組状況を含めて適切に学生を評価してください。

1 国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体の代表から構成される組織であり、大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討・協議を行っています。昭和28年から設置されており、文部科学省が事務局をしています。
(構成団体) 一般社団法人 国立大学協会、一般社団法人 公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、独立行政法人 国立高等専門学校機構、全国公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会
2 「新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について(要請)」(平成28年10月7日)
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syoforum/henkou/h281007.html

- ◆ 就職問題懇談会では、「申合せ」の趣旨や就職活動時期の遵守を企業等に対して要請する際に、各大学等において御活用いただけるよう企業への「要請文例」を作成し、全国の大学、短期大学、高等専門学校へ送付しています。
- ◆ (H28.11.15.事務連絡 就職問題懇談会事務局(文科省高等教育局学生・留学生課))
- ◆ 要請文例を御活用いただき、各大学からも個別の企業への積極的な要請を御願いたします。

(参考資料)

高等教育進学サポートプラン

～一億総活躍社会実現のための奨学金事業の大幅拡充～

趣旨

- ①意欲と能力ある若者が**経済的理由**により大学等への進学を断念することがないように、**進学を後押し**します。
- ②**誰もが安心して返還**できるよう、支援を充実します。
- ③安心して奨学金を利用するための**情報提供と相談体制**を充実します。

進学をあきらめない！～多様なメニューで進学を後押し～

給付型奨学金の創設 (H29～先行実施)

新

対象: 非課税世帯で一定の学力・資質要件を満たす学生

- ◆ 在籍する高校長による推薦
(H29は私立・自宅外生と児童養護施設退所者等のみを対象)
- ◆ 給付額: **月額2～4万円**(国公私別や通学形態による)

入学時の負担をサポート

新

- ◆ 日本学生支援機構(JASSO)「給付型奨学金」(給付)
 - ・児童養護施設退所者等に対し、一時金として**24万円**を給付
- ◆ JASSO「入学時特別増額貸与奨学金」(有利子)
- ◆ 都道府県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付」(無利子)
- ◆ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金」(無利子)

低所得世帯は、無利子奨学金の成績基準を実質的に撤廃

新

- ◆ 従来の要件(評定平均値3.5以上)を満たさなくても借りられます。

基準を満たす全ての希望者に無利子奨学金を貸与

- ◆ 貸与基準を満たす希望者全員が無利子奨学金を借りられるよう、事業規模を大幅に拡充します。

相談窓口の設置など 情報提供を強化

「スカラシップ・アドバイザー(仮称)」の養成・認定・派遣／相談窓口の設置

新

- ◆ 学生や保護者が奨学金を正しく理解し、安心して利用できるよう、高校等に「スカラシップ・アドバイザー(仮称)」を派遣。分かりやすい資料の作成・配付や相談窓口の設置、**制度の周知ときめ細かな学生サポート**を行います。

安心の返還プラン！～負担軽減策の大幅拡充～

新

新たな所得連動返還型奨学金制度の導入

- ◆ 返還月額が卒業後の所得に連動する「**所得連動返還型奨学金制度**」を導入します(H29新規貸与者より)。



最低返還月額
2,000円～

(年収144万円以下の場合)

低所得者向け減額返還制度の拡充

- ◆ 返還が困難な方は、最長10年間、返還月額を1/2に減額します。
- ◆ さらに減額幅を大きくする制度改正も検討中です。

有利子奨学金の貸与利率の下限引き下げ

- ◆ (従来)下限0.1% → (見直し後)**0.01%**
- ◆ 市場の低金利の恩恵を受けやすくし、返還利子負担を軽減します。

※事情により返還できない場合は、奨学金の返還期限を先延ばしにできる「返還期限猶予制度」もあります。

相談窓口の設置など 情報提供を強化

「スカラシップ・アドバイザー(仮称)」の養成・認定・派遣／相談窓口の設置

新

- ◆ 学生や保護者が奨学金を正しく理解し、安心して利用できるよう、高校等に「スカラシップ・アドバイザー(仮称)」を派遣。分かりやすい資料の作成・配付や相談窓口の設置、**制度の周知ときめ細かな学生サポート**を行います。

高等教育進学サポートプラン

～一億総活躍社会実現のための奨学金事業の大幅拡充～

平成29年度に大学等への進学を予定している皆さんは、以下の制度が利用できます。

進学をあきらめない！～多様なメニューで進学を後押し～

低所得世帯対象に、H29入学者から、 給付型奨学金の制度が創設されます

- ◆ 対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件を満たす学生
H29年度は**私立・自宅外生と児童養護施設退所者等**
※推薦基準等の詳細は、後日JASSOからお知らせいたします。
- ◆ 給付額：**月額4万円(年額48万円)**
・**児童養護施設退所者等**に対し、一時金として**24万円**を給付

給付の開始は進学後になります。入学手続き時の必要資金には、下記の仕組みを活用できます。

- ・ JASSO「入学時特別増額貸与奨学金」(有利子)
- ・ 都道府県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付」(無利子)
- ・ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金」(無利子)

低所得世帯対象に、H29入学者から 無利子奨学金の成績基準が撤廃されます

- ◆ 従来、評定平均値3.5以上を要件としていた無利子奨学金の成績基準を、低所得世帯の学生について実質的に撤廃。必要とするすべての学生が受給可能となります。

貸与基準を満たす全ての希望者が、無利子奨学金を借りられます。

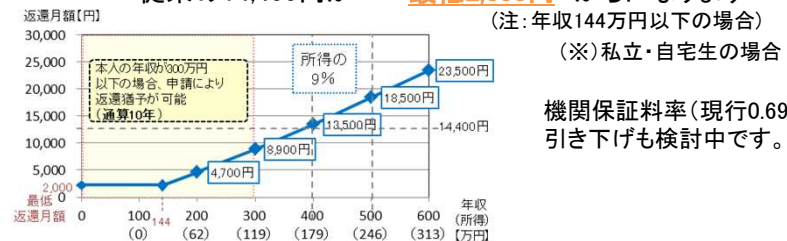
- ◆ 従来は、貸与基準を満たしていても無利子奨学金を借りられない場合がありましたが、新規貸与と人員を増やし、全ての希望者が借りられるようになります。

安心の返還プラン！～負担軽減策の大幅拡充～

無利子奨学金を借りる方には、H29入学者から、 所得連動返還型の制度が始まります

- ◆ 返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」を選択することができます。

卒業後の返還月額は、例えば月額5.4万円(※)借りの場合、従来の14,400円が → **最低2,000円** からになります



機関保証料率(現行0.693%)の引き下げも検討中です。

低所得者向け減額返還制度の拡充

- ◆ 返還が困難な方は、最長10年間、返還月額を1/2に減額します。
- ◆ さらに減額幅を大きくする制度改正も検討中です。

有利子奨学金を借りる方には、

貸与利率の下限が引き下げられます。

- ◆ (従来)下限0.1% → (見直し後)**0.01%**
- ◆ 市場の低金利の恩恵を受けやすくし、返還利子負担を軽減します。

必要な情報は、日本学生支援機構 (JASSO) ホームページへ ↓
<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

高等教育進学サポートプラン

～一億総活躍社会実現のための奨学金事業の大幅拡充～

平成30年度に大学等への進学を予定している皆さんは、以下の制度が利用できます。

進学をあきらめない！～多様なメニューで進学を後押し～

低所得世帯対象に、給付型奨学金の制度が創設されます

- ◆ 対象: 非課税世帯で、一定の学力・資質要件を満たす学生。
- ◆ 在籍する高校長による推薦
※推薦基準等の詳細は、後日JASSOからお知らせいたします。
- ◆ 給付額: 月額2万円(国立・自宅)
3万円(国立・自宅外/私立・自宅)
4万円(私立・自宅外)
- ・児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金
- ◆ 給付規模: 進学者2万人

給付の開始は進学後になります。入学手続き時の必要資金には、下記の仕組みを活用できます。

- ・ JASSO「入学時特別増額貸与奨学金」(有利子)
- ・ 都道府県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付」(無利子)
- ・ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金」(無利子)

低所得世帯対象に、H29入学者から

無利子奨学金の成績基準が撤廃されます

- ◆ 従来、評定平均値3.5以上を要件としていた無利子奨学金の成績基準を、低所得世帯の学生について実質的に撤廃。必要とするすべての学生が受給可能となります。

貸与基準を満たす全ての希望者が、無利子奨学金を借りられます。

- ◆ 従来は、貸与基準を満たしていても無利子奨学金を借りられない場合がありましたが、新規貸与人員を増やし、全ての希望者が借りられるようになります。

安心の返還プラン！～負担軽減策の大幅拡充～

無利子奨学金を借りる方には、H29入学者から、 所得連動返還型の制度が始まります

- ◆ 返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」を選択することができます。

卒業後の返還月額は、例えば月額5.4万円(※)借りた場合、従来の14,400円が → **最低2,000円** からになります



機関保証料率(現行0.693%)の引き下げも検討中です。

低所得者向け減額返還制度の拡充

- ◆ 返還が困難な方は、最長10年間、返還月額を1/2に減額します。
- ◆ さらに減額幅を大きくする制度改正も検討中です。

有利子奨学金を借りる方には、

貸与利率の下限が引き下げられます。

- ◆ (従来) 下限0.1% → (見直し後) **0.01%**
- ◆ 市場の低金利の恩恵を受けやすくし、返還利子負担を軽減します。

必要な情報は、日本学生支援機構 (JASSO) ホームページへ ↓
<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

大学等進学を後押しする国の政策パッケージ

入学時から卒業後に渡るきめ細かい支援により、誰もが安心して大学等で学べる環境をつくります。

入学時

- ◆ 日本学生支援機構
「給付型奨学金」【給付】
・対象: 児童養護施設退所者等
・金額: 24万円
- ◆ 日本学生支援機構
「入学時特別増額貸与奨学金」【有利子】
・対象: 低所得世帯
・金額: 10/20/30/40/50万円より選択
- ◆ 都道府県社会福祉協議会
「生活福祉資金(教育支援資金)貸付(就学支度費)」【無利子】
・対象: 非課税世帯相当
・金額: 入学金相当(50万円以内)
◎問合せ先: お住まいの市区町村の社会福祉協議会等
- ◆ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金(就学支度資金)」【無利子】
・対象: 母子・父子家庭等
・金額: 入学に際し必要な経費(37~59万円以内)
◎問合せ先: お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局

在学中

- ◆ 日本学生支援機構
「給付型奨学金」【給付】
・対象: 非課税世帯
・金額: 月額2~4万円
- ◆ 日本学生支援機構
「第一種(無利子)奨学金」
・対象: 一定の家計・学力基準を満たす者
・金額: 月額3~6.4万円
- ◆ 日本学生支援機構
「第二種(有利子)奨学金」
・対象: 一定の家計・学力基準を満たす者
・金額: 月額3~12万円(選択可)
- ◆ 国立大学・私立大学の授業料減免
・対象: 低所得世帯等(各大学により異なる)
・人数: 国立6.1万人、私立5.8万人(H29予算案)
※大学院生を含む
・金額: 各大学の授業料等の全額/半額相当
- ◆ 都道府県社会福祉協議会
「生活福祉資金貸付(教育支援資金)」【無利子】
・対象: 同左
・金額: 月額最大9.75万円(大学の場合)
(機構の奨学金優先。不足する場合のみ上乘せ利用可。)
- ◆ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金)」【無利子】
・対象: 同左
・金額: 月額6.75~9.6万円以内

◇これらの他、大学等に進学する児童養護施設退所者等を対象とする自立支援資金貸付制度(生活費、家賃支援等)がある。

卒業後

- ◆ 日本学生支援機構
「第一種(無利子)奨学金」
⇒卒業後の本人の所得に連動して返還月額を設定する「所得連動返還型」を利用可
・返還月額: 本人所得の9%
(最低月額2,000円)
*平成29年度新規貸与者より適用
- ◆ 日本学生支援機構
「第二種(有利子)奨学金」
⇒返還利率は国の財投資金借入金金利に連動して変動(下限0.01%~上限3%)。利率固定方式と利率見直し方式のいずれかを選択可能。
- ◆ 日本学生支援機構
「第一種、第二種奨学金」(共通)
⇒減額返還制度(最長10年間、返還月額を1/2に)、返還期限猶予制度(最長10年間、経済困難等の事由による)によるセーフティネットあり。
*減額返還制度については減額幅の更なる拡充を検討中。

◇上記のほか、地方公共団体が行う地方定着促進のための無利子奨学金返還免除の仕組みがある。平成28年12月現在18道府県等で実施。(詳細は以下のURLを参照)
【日本学生支援機構ウェブサイト】
<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihoshien/sosei/index.html>